

お知らせ **軽自動車税（種別割）の減免申請期限は5月31日(月)です**

問 市民税課諸税係（内線2690）

**\* 郵送による申請をお願いします \***

**軽自動車税（種別割）減免の対象**



**◆身体もしくは精神に障がいがある方**

身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車または生計を共にする家族の方が所有する軽自動車、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用する場合、軽自動車税（種別割）が減免の対象となります。ただし、自動車税（種別割）〔県税〕の減免を受けている方は対象となりません。

**申請に必要なもの** ①納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等の写し ③運転免許証の写し ④別居の場合は生計が同一であることが分かる書類（源泉徴収票等）

**◆公益法人**

公益のために直接専用するものと認められる軽自動車の場合、軽自動車税（種別割）が減免の対象となります。

**申請に必要なもの** ①納税通知書 ②減免を必要とする事由を証明するもの（設立許可書の写し等）

**◆障がい者輸送用改造車**

その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合、軽自動車税（種別割）が減免の対象となります。

**申請に必要なもの** ①納税通知書 ②構造が身体障がい者等の利用に供するためのものであることを証明するもの（車検証の写し等）

**【共通】**

**申請方法** 必要書類を添えて、減免申請書（市民税課または各総合支所市民係で配布。市ホームページからもダウンロード可）を提出してください（郵送可）。

※マイナンバーの記入が必要です。なお、マイナンバーの記入がない場合でも減免申請書は受理できます。  
※前年度に減免を受けた方も手続きが必要です。

**【申請窓口・問合せ】**

市民税課諸税係

※各総合支所市民係は、申請書の受け取りのみ行います。

**連載 新たなごみ処理施設はこうなります**

問 資源循環推進課施設整備係（内線351）

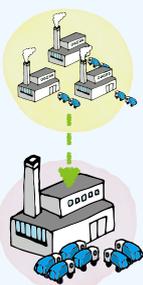
市では、令和9年度（2027年度）の稼働に向けて、「新たなごみ処理施設」の建設を進めています。今月から「新たなごみ処理施設」の特徴をご紹介します。

**第1回 もっと環境にやさしい施設に！**

現在、本市のごみ処理は、市内にある3カ所の清掃センター（久喜宮代清掃センター、菅蒲清掃センター、八甫清掃センター）で行っています。老朽化への対応や施設運営の効率化のため、3カ所の清掃センターを集約した「新たなごみ処理施設」の建設を進めています。

施設の集約と発電によってCO<sub>2</sub>排出量が削減できるほか、最新の設備を導入することで、ダイオキシン等の有害物質が環境基準値を大幅に下回る施設になります。

3つの施設を1つに集約



集約でCO<sub>2</sub>と費用が削減  
最新設備で有害物質が低減



ごみを燃やして発電



発電した電気は小中学校などの公共施設で利用

